

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年3月29日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜 田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

平成23年12月13日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共ふ頭計画

地区名	港湾施設（諸元）
朝 日	係船浮標（水深11メートル）撤去
弦 打	岸 壁（水深5.5メートル、延長100メートル） 物 揚 場（水深3メートル、延長50メートル）

(2) 専用埠頭計画

地区名	港湾施設（諸元）
朝 日	岸 壁（水深6メートル、延長168メートル） ドルフィン（水深6メートル）

(3) 水域施設計画

地区名	港湾施設（諸元）
朝 日	泊 地（水深6メートル） 泊 地（水深5メートル） 泊 地（水深3メートル）
弦 打	泊 地（水深5.5メートル、面積1ヘクタール） 泊 地（水深3メートル）

(4) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設（諸元）
弦 打	泊 地（水深2メートル、面積2ヘクタール） 防 波 堤（延長240メートル） 小型栈橋（3基） ふ頭用地（面積1ヘクタール）

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課